

# なるほど兵庫

## 文化財 うまく活用して保存につなげよ

### 文化財とは

文化財はわが国の長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた国民共有の貴重な財産で、これを保護する仕組みとして、文化財保護法および地方自治体の条例による指定・登録制度がある。文化財保護法では文化財を「有形文化財」「無形文化財」などに大別しており、「埋蔵文化財」も保護の対象である【図表1】。

### 文化財指定等の状況

文化庁の資料によると、文化財指定等の件数は、国（2025年）、都道府県・市町村（24年）の合計で15・4万件である【図表2】。

都道府県別では、北海道が最も多く、以下、東京都、岐阜県と続く。兵庫県は4792件で全国8位であるが、国の指定が6位、県の指定が2位、市町の指定が10位と満遍なく全国上位に並んでいることが特徴のひとつである。

### 関西には国宝が多い

国が指定した重要文化財のうち、特に価値の高いものが「国宝」で、東京都の292件が最多である。以下、2位の京都府から7位の兵庫県まで関西の府県が並び、2府4県合わせて622件と全国の半数以上を占めている【図表2】。かつて京都や奈良には都があり、大阪も経済の中心地だったなど、関西は歴史上、長く日本の最重要地域であったことが偲ばれる。

### 指定件数は増加、保護経費は伸び悩み

【図表3】は文化財に関して、都道府県および市町村の指定件数と保護経費の推移をみたものである。それによると両者合計の指定件数は、

1992年度の8万5661件から2024年度の12万1491件へと1・4倍に増えている。一方、22年度の保護経費は850億円と、最多だった1995年度（1441億円）の6割弱である。96～07年度にかけての大幅な減少要因として、バブル崩壊後の不況で開発事業が減り埋蔵文化財の調査費用も減少したこと、平成の町村合併で文化財の専門職員が削減されたことなどが考えられる。ちなみに兵庫県の22年度の文化財保護経費は全国9位の28・3億円である【図表2】。

### 「保存」から「保存と活用」へ

文化財に指定されると税の優遇措置、修理等の補助金が受けられるが、所有者にとって維持管理の負担は重く、行政に寄付したいとの声もともと強かった。しかし、行政としても補助金の増額、寄付受入の拡大に応じるには予算に限りがある。そこで2019年に施行された改正文化財保護法では、「保存と活用」という新たな視点が盛り込まれ、市町村が文化財の保存・活用を担う民間団体とパートナーシップを結ぶようになった。史跡、伝統芸能など地域の文化財を、民間の力を借りてうまく連携させて観光客を呼び込み、そこで得た資金を維持管理に回すという好循環が生まれ、そのことを期待したい。（主任研究員 浅野 学）

【図表2】文化財指定状況

都道府県	文化財指定件数								文化財保護経費					
	合計		国指定		うち国宝		都道府県指定		市町村指定		都道府県と市町村の合計金額		文化財1件当たり	
	件	順位	件	順位	件	順位	件	順位	件	順位	(百万円)	順位	(千円)	順位
北海道	8,758	1	327	38	2	35	167	47	8,264	1	2,536	13	301	38
東京都	7,444	2	3,493	1	292	1	837	3	3,114	6	3,989	3	1,010	10
岐阜県	7,008	3	557	18	7	19	931	1	5,520	2	1,282	30	199	46
長野県	5,682	4	944	8	9	14	464	22	4,274	4	2,606	11	550	31
愛知県	5,473	5	1,014	7	9	14	636	10	3,823	5	3,158	7	708	23
埼玉県	5,399	6	369	34	4	27	701	6	4,329	3	3,285	6	653	27
京都府	5,089	7	3,086	2	239	2	530	17	1,473	32	3,817	4	1,905	2
兵庫県	4,792	8	1,370	6	21	7	880	2	2,542	10	2,834	9	828	18
滋賀県	3,501	13	1,449	5	56	5	454	23	1,598	27	1,348	28	657	26
大阪府	3,426	16	1,678	4	62	4	475	21	1,273	35	2,651	10	1,516	6
奈良県	3,210	20	1,861	3	208	3	582	13	767	45	1,546	24	1,146	9
和歌山県	2,755	31	851	9	36	6	593	12	1,311	34	505	44	265	40
全国	153,958		32,467		1,144		22,462		99,029		84,960		699	

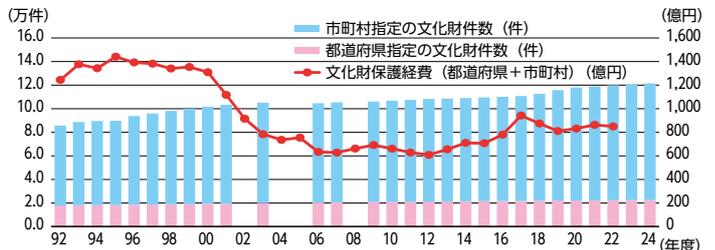
資料：文化庁HP「文化財の紹介」、文化庁「令和5年度地方における文化行政及び令和4年度文化関係経費の状況について」より作成  
※建造物のカウントは棟数ベースではない。複数県にまたがるものは各県で計上している

【図表1】文化財の類型

有形文化財	建造物 美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料）
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術等
民俗文化財	有形の民俗文化財（無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等） 無形の民俗文化財（衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術）
記念物	史跡（貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等）
	名勝（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等） 天然記念物（動物、植物、地質鉱物）
文化的景観	地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地
伝統的建造物群	宿場町、城下町、農漁村等
文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料や用具の生産・製作、修理・修復の技術等
埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財

資料：文化庁HP「文化財の紹介」

【図表3】文化財の件数、文化財保護経費の推移（都道府県指定、市町村指定）



資料：【図表2】と同じ  
※2002年度など文化財件数が空白となっている年度は、件数が公表されていない